

回 覧

熊本地震義援金について

平成28年4月27日
山崎町内会 会長

4月14日以降発生している平成28年熊本地震（4/25激甚災害に指定）に対し、町内会として義援金を寄付しました。

費用は、皆様から毎月2回（第2、第4火曜日）出して頂いている「有価資源ゴミ活用事業（Rの会）」の収入を使用しました。 ※町内会の会費からではありません。

これまでも有価資源ゴミ活用事業（Rの会）により「東日本大震災義援金」「広島土砂災害義援金」を行ってきました。今回3回目の義援金となりましたが、皆様のご理解よろしくお願いいたします。また、引き続き「有価資源ゴミ活用事業（Rの会）」へのご協力もお願いします。

No.

平成28年 4 月 27 日

山崎町内会 様

社会福祉法人 中国新聞社会事業団

広島市中区上横町7番1号(中国新聞社内)
TEL (082) 235-2124番
FAX (082) 293-7853番

2016年(平成28年) 4月22日 (金曜日)

中国新聞 朝刊 掲載

寄付金領収書

	450000	円
--	--------	---

目 的

- () 社会福祉事業資金として
- () 交通通児救済資金として
- () 歳末助け合い義援金として
- () 中国芸術学園の療育助成として
- () 黒滝ホーム運営資金として

(X) 平成熊本地震

上記の金額を領収いたしました。

お寄せいただきましたご厚志は目的に合わせて活用させていただきます。心よりお礼申し上げます。

本法人は社会福祉法人であり、当事業団への寄付金は所得税法第78条および法人税法第37条の寄付金控除の対象となり、当該領収書はその証拠資料となります。また、広島県はじめ自治体が条例で指定している場合には、個人住民税の寄付金税額控除の対象にもなります。



同区戸坂山崎町、戸坂山崎町内会▽▽5万円

中国新聞社会事業団
熊本地震
義援金
21日

☆町内会HP(ホームページ)にも掲載しています。
PCかスマホで yamasakicho で検索できます。